

資料（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成21年4月17日（金）

担当課：環境農政部 みどり公園課

件 名：ゆとりの森修景池エリアの指定管理者制度の導入について	
提案理由：ゆとりの森修景池エリアの整備に伴い、管理運営に指定管理者制度を導入するため。	
内容： 1 ゆとりの森修景池エリアの整備の背景 ・ 厚木基地南側に広がる国有地において大和市、綾瀬市の行政界をまたぐ公園として、市民にスポーツとレクリエーションの場を提供するため、平成17年度から26年度にかけて整備している。 ・ 平成19年7月には芝生グラウンドが開園し、(財)大和市スポーツ・よか・みどり財団が指定管理者として管理している。 ・ 平成19年度から3か年で整備を進めてきた修景池エリアが平成21年5月末日に完成し、7月1日から利用を開始する予定である。 2 今回の指定管理箇所「修景池エリアの施設概要」 (1) 整備内容 ・ 雨水調整池の機能を有した修景池 ・ 芝生広場 35,700m² ・ 流れ 約400m 等 (2) 位置及び面積 ・ 福田字乙九ノ区4114外（位置図参照） ・ 面積：43,000m²（4.3ha） (3) 供用開始 ・ 平成21年7月1日(水) 3 指定管理者の導入 (1) 目的等 ・ 都市公園条例第21条の規定に基づき、ゆとりの森修景池エリアの維持管理について指定管理者に行わせるものとする。 ・ 民間事業者等の知識、能力、経験を活用して施設の管理を行うことにより、市民サービスの向上及び経費の節減を図る。	(2) 指定管理者が行う業務 ・ 施設の管理及び運営に関する業務 ・ 施設を活用した自主事業の開催に関する業務 (3) 指定管理者を公募せず選定する理由 ・ 既に供用開始している、ゆとりの森芝生グラウンドとの一体管理を図る必要がある。 ・ 指定管理者制度を導入している近隣施設と当該施設を一体的に管理することで、効率的な管理運営を行なうことができ、サービスの向上を図ることができる。 ・ 管理拠点となるセンター施設が整備されていない状態での管理運営となる。 以上のことから、(財)大和市スポーツ・よか・みどり財団を公募せずに選定する。 (4) 指定管理者の指定期間 ・ 指定管理者の選定理由に鑑み、既に供用開始されている芝生グラウンドの指定管理期間終期に統一することとする。 ・ そのうえで、今回は、芝生グラウンドと修景池エリアを一括で指定管理者の指定を行なうこととする。 以上のことから、当該施設の指定期間についても、芝生グラウンドの指定期間が終了する、平成23年3月までの1年9か月とする。 (5) 指定後の対応 ・ 指定管理者の日常のチェックはみどり公園課が行い、年度ごとのチェックは、環境審議会で行う。 (6) その他 ・ 軽微な施設修繕は、指定管理者が行う。 ・ 大規模な修繕等は、市の予算で対応
経 過 H14.7 ゆとりの森事業計画書を国へ提出 H16.5 引地川公園ゆとりの森基本計画策定 H17.3 引地川公園ゆとりの森実施計画策定 H19.7 ゆとりの森芝生グラウンドの供用開始 H19.12 ゆとりの森修景池エリアの工事着工 H20.12 整備計画の見直し	今後の予定 平成21年6月 議会上程 指定管理者、指定の議決 平成21年7月1日 指定管理者の指定 供用開始